

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正（素案）

環境部産業廃棄物指導課

1 改正の背景

県では、無秩序な土砂のたい積を防止し、もって県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂の排出、たい積等について必要な規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が改正されました。県では、令和7年度中に運用を開始する予定です。

また、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するため、資源有効利用促進法の政令及び省令（以下「資源有効利用促進法政省令」という。）が改正されました。

これらの改正により、土砂条例の一部規定が法令の規定と重複するなどの状況となったことから、以下のとおり土砂条例の一部改正をするものです。

2 改正の概要

（1）土砂のたい積規制に係る規定の削除

盛土規制法の改正により、土砂たい積等の工事に係る許可制度等（3,000平方メートル以上の盛土等）が新設されたことから、重複することとなった土砂条例による許可制度等の土砂のたい積規制に係る規定を削除する。

（2）土砂の排出規制に係る規定の削除

資源有効利用促進法政省令の改正により、建設工事事業者に対する再生資源利用促進計画作成義務制度が拡充された（500立方メートル以上の建設発生土を搬出する工事）ことから、土砂条例による排出届出制度等の土砂の排出規制に係る規定を削除する。

（3）汚染土砂のたい積規制に係る規定の存置

土壤汚染対策法等の規制内容や近県の同様な汚染土砂規制の実施状況を踏まえ、汚染土砂のたい積禁止及び一定規模のたい積地における汚染調査義務については、規制を継続する。

3 施行期日

令和7年度中を予定